

# Newsletter

## 復興関連の税制措置及び 平成23年度税制改正の最新動向

### Contents

- ▶ 平成23年度中の  
税制改正審議の流れ ..... 2
- ▶ 復興関連の税制措置 ..... 3
- ▶ 平成23年度税制改正 ..... 4
- ▶ まとめ ..... 5

平成23年11月30日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(以下、「復興財源法」)が参議院で可決・成立し、12月2日に公布・施行されました。

また、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(以下、「再修正法」)も12月2日に公布・施行されました。

本号では復興財源法及び再修正法のポイントについて解説いたします。

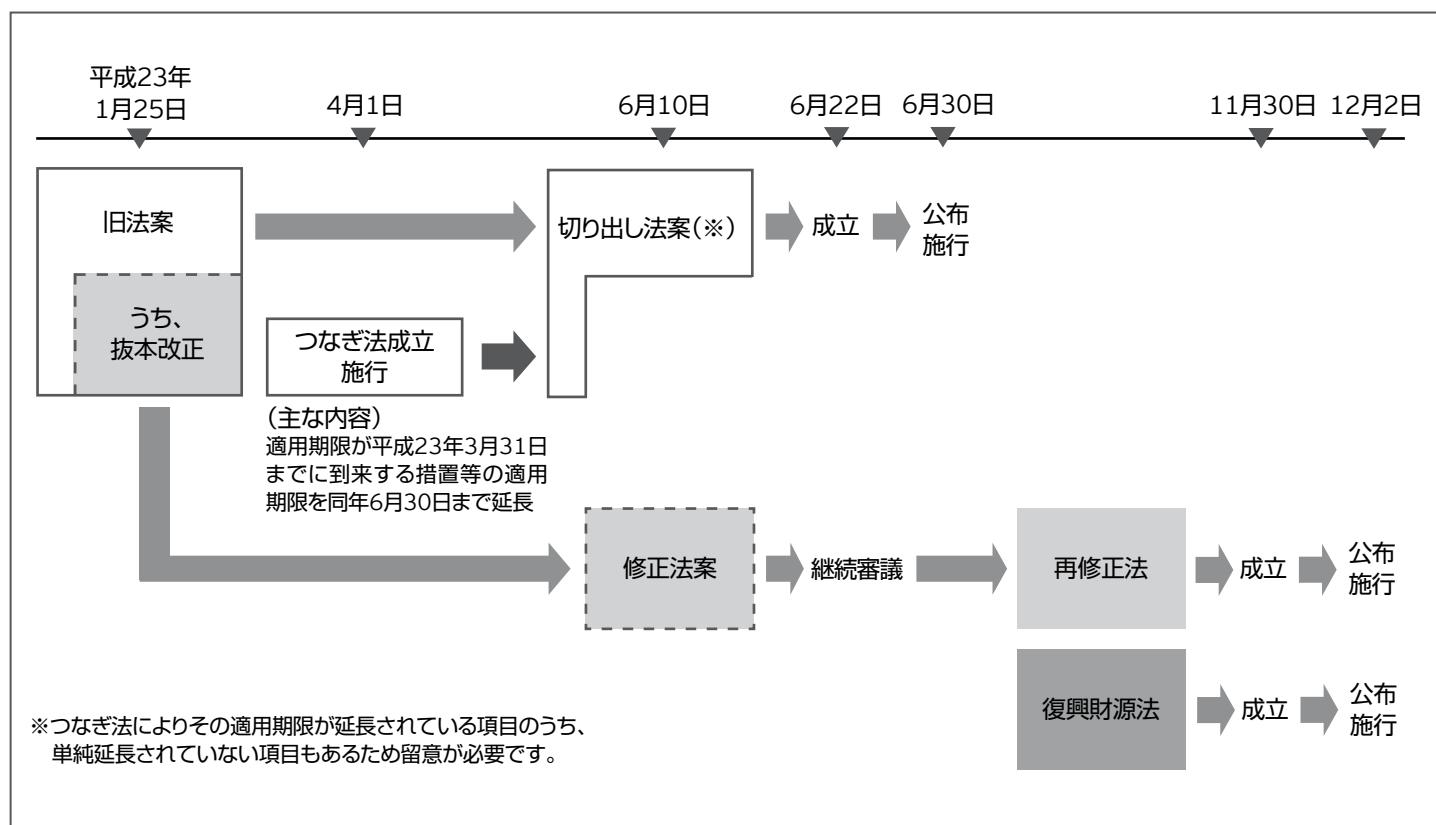
## 平成23年度中の税制改正審議の流れ

平成23年6月30日に平成23年度税制改正法案(旧法案)の一部が「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(以下、「切り出し法」として公布・施行されました。旧法案のうち、切り出し法として成立しなかった項目についての法案(以下、「修正法案」)が引き続き審議されていましたが、法人課税と納税環境整備の項目以外を削除した再修正法が平成23年12月2日に公布・施行されました。

こうした税制改正に関する一連の審議に加え、東日本大震災からの復興を図るために必要な財源を確保するための復興財源法も平成23年12月2日に公布・施行されました。

これらを時系列でまとめると、以下[図表1]のようになります。

【図表1】税制改正審議・復興財源法成立等の流れ



## 復興関連の税制措置

東日本大震災からの復興財源の確保のため所得税、法人税及び個人住民税を軸として臨時的な増税が行われることになりました。

### (1) 復興特別所得税の取扱い

納税義務者	所得税の納税義務者及び所得税の源泉徴収義務者
付加税率	2.1%
課税年度	25年間(平成25年1月～平成49年12月31日)

復興特別所得税は、納税義務者の区分に応じた基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算されます。所得税の確定申告を行う者は、その年分の復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書とその復興特別所得税と年分が同一である所得税の確定申告書と併せて確定申告期限までに提出し、同日までに復興特別所得税を納付することになります。

なお、非居住者や外国法人についても、一定の国内源泉所得について復興特別所得税が課税されることとなりますので、源泉徴収もれのないよう注意が必要となります。

### (2) 復興特別法人税の取扱い

納税義務者	法人税の納税義務者
付加税率	10%
課税事業年度	3年間(平成24年4月1日～平成27年3月31日以内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度が課税事業年度とされる)

復興特別法人税は、基準法人税額(その法人の各課税事業年度における一定の税額控除適用前の法人税額)に10%の税率を乗じて計算されます。原則として各課税事業年度終了の日から2月以内に通常の方法で法人税確定申告書に復興特別法人税申告書を併せて提出し、同日までに復興特別法人税を納付することになります。

### (3) 個人住民税の取扱い

平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人住民税の均等割が年間1,000円引き上げられます。

# 平成23年度税制改正

平成23年度税制改正について、平成23年6月30日に切り出し法として公布・施行された主な項目及び再修正法の主な項目を整理すると以下[図表2]のようになります。

なお、再修正法の項目のうち、法人税率の引下げと課税ベースの拡大に係る項目は、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。また、所得税・資産税関連の項目、地球温暖化対策のための税については、改正が見送られました。

【図表2】平成23年度税制改正項目のまとめ

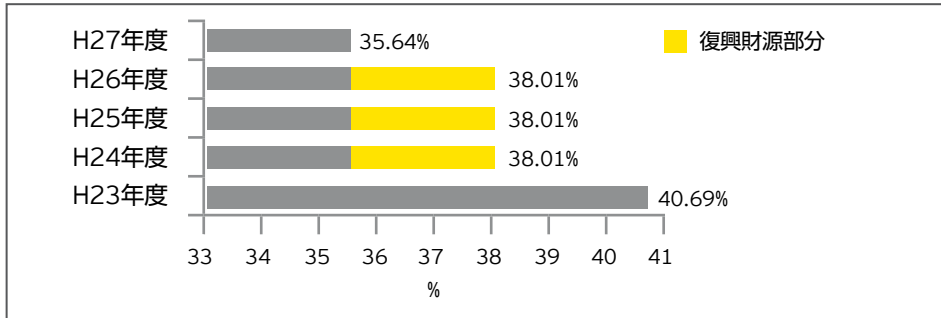
	6月に成立した「切り出し法」項目	11月に成立した「再修正法」項目
法人関連税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例の延長(注)</li> <li>▶ グループ法人税制の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 法人実効税率の引下げ(法人税率4.5%引下げ)</li> <li>▶ 課税ベースの拡大に係る項目               <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 欠損金の繰越控除制度の見直し</li> <li>▶ 減価償却制度の見直し</li> <li>▶ 貸倒引当金の見直し、他</li> </ul> </li> </ul>
国際課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国子会社合算税制・外国税額控除制度の見直し</li> <li>▶ コーポレート・インバージョン対策合算税制の見直し</li> <li>▶ 外国法人の現物出資の見直し</li> <li>▶ 移転価格税制の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 外国税額控除制度の見直し(一部)</li> </ul>
金融・証券税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る優遇措置の延長</li> <li>▶ 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税(いわゆる日本版ISA)措置の施行延期等</li> <li>▶ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の見直し</li> <li>▶ 上場株式等に係る配当所得の分離課税等の対象とならない大口株主等の範囲の拡大</li> <li>▶ 投資法人(Jリート)・特定目的会社等の導管性要件の見直し</li> </ul>	
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消費税の免税事業者の要件の見直し</li> <li>▶ 消費税の仕入税額控除制度におけるいわゆる「95%ルール」の見直し</li> </ul>	
所得税		
相続税	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 相続税の連帯納付義務の見直し</li> </ul>	
納税環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 還付加算金の計算期間の見直し</li> <li>▶ 租税罰則(国税関係)の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 更正の請求等の見直し</li> <li>▶ 税務調査手続きの見直し</li> </ul>

(注) 旧法案においては、適用期限の到来をもって廃止することとされていたが、平成24年3月31日までに開始する事業年度まで延長されることとされた。

# まとめ

平成23年度税制改正の再修正法において、平成24年4月1日以後開始事業年度から法人税率が4.5%引き下げられます。この結果、法人実効税率(地方税含む)が約5%引き下げられる予定ですが、復興財源法により3年間10%の付加税が課されることから、以下[図表3]のとおり法人実効税率が推移する予定です。

【図表3】法人実効税率の推移(東京都)



また、法人実効税率の変更等による繰延税金資産・負債の計上額の修正は、改正法案が決算日までに公布され、将来の適用税率や新しい税制の内容が確定している場合に行う必要があります。したがって、例えば12月決算法人や3月決算法人の第3四半期の税効果については、復興財源法・再修正法の公布による税率変更(推移)の影響額を把握しておく必要があるものと考えられます。

## 関連資料

- ▶ 財務省「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」  
[http://www.mof.go.jp/about\\_mof/bills/179diet/index.htm](http://www.mof.go.jp/about_mof/bills/179diet/index.htm)

## タックスライブラリーのお知らせ

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人ウェブサイトの「タックスライブラリー」では、ニュースレター(原則毎月発行)、専門雑誌掲載記事、出版書籍などを紹介しております。

<http://www.ey.com/JP/ja/Services/Tax/Tax-Library>

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 [tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

Ernst & Young

## アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

## 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax. All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20111202-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。